

沖縄県資源管理方針（変更案）	沖縄県資源管理方針（令和2年12月1日公表/令和5年11月27日一部改正）
<p>沖縄県資源管理方針</p> <p style="text-align: right;">令和2年12月1日公表 令和3年3月3日一部改正 令和5年11月27日一部改正 令和7年〇月〇日一部改正</p> <p>（別紙1-2 くろまぐろ（大型魚））</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業（4月から7月まで。以下「前期」という。）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 <u>沿岸くろまぐろ漁業</u>、定置漁業、小型定置網漁業及び沖縄県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（<u>沿岸くろまぐろ漁業を除く</u>）</p> <p>③ 漁獲可能期間 4月1日から同年7月31日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該知事管理区分の末日まで 陸揚げした日の翌日</p> <p>2 沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業（8月から翌年3月まで。以下「後期」という。）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 <u>沿岸くろまぐろ漁業</u>、定置漁業、小型定置網漁業及び沖縄県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（<u>沿岸くろまぐろ漁業を除く</u>）</p> <p>③ 漁獲可能期間 8月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該知事管理区分の末日まで 陸揚げした日の翌日</p> <p><u>3 沖縄県太平洋沿岸くろまぐろ（大型魚）漁業（以下「太平洋沿岸」という。）</u></p> <p>(1) <u>当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>① <u>水域</u> <u>漁業法施行令第16条第1項に規定する太平洋</u></p> <p>② <u>対象とする漁業</u></p>	<p>沖縄県資源管理方針</p> <p style="text-align: right;">令和2年12月1日公表 令和3年3月3日一部改正 令和5年11月27日一部改正</p> <p>（別紙1-2 くろまぐろ（大型魚））</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業（4月から7月まで。以下「前期」という。）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 <u>沿岸くろまぐろ漁業</u>、定置漁業、小型定置網漁業及び沖縄県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 4月1日から同年7月31日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該知事管理区分の末日まで 陸揚げした日の翌日</p> <p>2 沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業（8月から翌年3月まで。以下「後期」という。）</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域</p> <p>② 対象とする漁業 <u>沿岸くろまぐろ漁業</u>、定置漁業、小型定置網漁業及び沖縄県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間 8月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日から3日以内</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該知事管理区分の末日まで 陸揚げした日の翌日</p> <p><u>3 （新設）</u></p>

沖縄県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐる漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日から3日以内

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該知事管理区分の末日まで

陸揚げした日の翌日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された都道府県別漁獲可能量のうち、おおむね9割を知事管理漁獲可能量とし、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

2 知事管理区分別の知事管理漁獲可能量及び留保枠は、次の表のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	留保枠
前期	知事管理漁獲可能量に配分された全数量から <u>後期及び太平洋沿岸</u> の数量を除いた数量	留保枠に配分された全数量から <u>後期及び太平洋沿岸</u> の数量を除いた数量
後期	1.0トン	1.0トン
太平洋沿岸	10.0トン	1.0トン

3 当該知事管理区分の漁獲量が、想定外の来遊等によりやむを得ず当該知事管理漁獲可能量を超えた場合、当該知事管理区分の留保枠からその超過分の充当ができることとする。

4 前期の知事管理漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合は、それらの残余の数量を後期の知事管理漁獲可能量に加算するものとする。

5 国の資源管理基本方針の変更等により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が増減した場合、追加された全数量は、前期中であれば前期の知事管理漁獲可能量△、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量△を、それぞれ追加増減するものとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された都道府県別漁獲可能量のうち、おおむね9割を知事管理漁獲可能量とし、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。

2 知事管理区分別の知事管理漁獲可能量及び留保枠は、次の表のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	留保枠
前期	知事管理漁獲可能量に配分された全数量から <u>後期</u> の数量を除いた数量	留保枠に配分された全数量から <u>後期</u> の数量を除いた数量
後期	1.0トン	1.0トン
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

3 当該知事管理区分の漁獲量が、想定外の来遊等によりやむを得ず当該知事管理漁獲可能量を超えた場合、当該知事管理区分の留保枠からその超過分の充当ができることとする。

4 前期の知事管理漁獲可能量及び留保枠に残余が生じた場合は、それらの残余の数量を後期の知事管理漁獲可能量に加算するものとする。

5 国の資源管理基本方針の変更により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が追加された場合、追加された全数量は、前期中であれば前期の知事管理漁獲可能量△、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量△に、それぞれ追加するものとする。